○○株式会社
自動車管理規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１章　総則

第１条（目的）

この規程は、○○株式会社（以下「会社」という。）における自動車管理及び安全運転管理に関して必要な事項を定め、運転者の安全意識の向上、事故防止及び車両の適正な使用を図ることにより、人身及び物的損害を未然に防止し、もって業務の円滑な遂行と会社の健全な発展に資することを目的とする。

第２条（定義）

この規程における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1)　自動車…道路交通法第２条第１項第９号に規定する自動車であって、会社が業務上使用するため、自動車管理台帳に登録した自動車をいう。

(2)　自動車管理…業務に使用する自動車の点検、整備、保険の付保、購入等の管理をいう。

(3)　安全運転管理…会社の業務における自動車使用における安全運転に関する管理をいう。

(4)　従業員…就業規則第○条第○号に定める従業員をいう。

(5)　運転者…運転免許を有し、かつ、自動車の運転が許可された従業員であって、法令及びこの規程を遵守し、運行計画に基づき業務のために自動車を運転する者をいう。

(6)　安全運転管理者、副安全運転管理者…道路交通法第 74 条の３に定める安全運転管理者、副安全運転管理者をいう。

(7)　社用車…次のいずれかに該当する自動車をいう。

①　会社が所有し、又はリース会社から貸与を受けている自動車であって、会社が管理するもの

②　所要の許可のもと、社用車とみなして会社が管理する私有車

(8)　私有車…従業員の名義で所有する自動車をいう。

(9)　営業所長…組織規程第○条第○号に定める各営業所の長をいう。

第３条（総括責任者）

1　安全運転管理及び自動車管理に係る業務は、総務部長が、総括責任者として、これを統括管理するものとする。ただし、重大な違反又は事故の処理等の重要事項については、安全運転管理者及び総務部長と協議し、社長がこれを決定する。

2　社用車の管理は、その自動車の属する営業所を単位としてこれを行う。

3　前項の管理に係る事務は、総務部において行う。

第４条（安全運転管理者及び副安全運転管理者）

1　会社は、道路交通法第 74 条の３第１項の規定に従い、乗車定員が 11 人以上の自動車にあっては１台以上、その他の自動車にあっては５台以上を使用している事業所（自動車使用の本拠）ごとに１名、安全運転管理者を選任するものとする。また、20 台以上の自動車を使用する営業所については、安全運転管理者の業務を補助させるため、安全運転管理者のもとに、副安全運転管理者を 20 台毎に選任するものとする。

2　会社は、安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下、総称して「安全運転管理者等」という。）を選任したときは、15 日以内に、公安委員会に届け出るものとする。安全運転管理者等を解任したときも、同様とする。

第５条（安全運転管理者の監視義務）

1　安全運転管理者は、従業員が、次の各号に掲げる行為を行わないよう常に監視しなければならず、こ

れらが発覚したときは、直ちに安全確保のために必要な措置を講じるとともに、総括責任者に報告しなければならない。

(1)　無免許運転及び無資格運転
(2)　飲酒運転（酒気帯び運転及び酒酔い運転のほか、麻薬等使用運転を含む。）
(3)　過労運転
(4)　最高速度違反運転
(5)　過積載運転
(6)　違法駐車等の放置行為
(7)　その他道路交通法に違反する運転

2　会社は、いかなる場合であっても、前項各号に掲げる行為を容認することがあってはならない。また、前項各号に掲げる行為は、就業規則に基づく懲戒処分の対象とする。

第 6 条（安全運転管理者等の解任）

安全運転管理者等が、次の各号に該当する場合には、解任する。

(1)　異動、退職その他の理由で安全運転管理業務が遂行できなくなったとき。
(2)　公安委員会の解任命令を受けたとき。
(3)　安全運転管理者等として、ふさわしくない行為があったとき。

第 2 章　自動車管理

第 7 条（使用規制）

1　従業員は、この規程で定める許可がない限り、業務のために自動車を運転してはならない。

2　社用車は、会社の業務以外の目的に使用してはならない。ただし、業務との関連からやむを得ないと認めるときは、会社はその必要の範囲内でこれを許可することができる。

第 8 条（私有車の業務使用）

私有車は、会社の業務の目的に使用してはならない。ただし、自らの業務上、自動車の運転の必要があり、自動車通勤規程に定める許可を受けて自動車通勤をしている従業員であって、次条に定める保険を付保している自動車を保有しているものが、会社の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 9 条（自動車の条件）

運転者は、次の各号の条件のいずれかに適合しない自動車を運転してはならない。ただし、第 1 号に該当しない場合であっても、自動車の故障の程度が軽微であり道路交通法上の問題がないときであって、かつ修理等のため自動車を移動することがやむを得ないときは、この限りでない。

(1)　故障箇所、整備不良箇所がないこと。
(2)　車検証が、有効期限内にあること。
(3)　強制保険に加入していること。
(4)　任意保険に加入し、次の金額以上の補償を受けていること。
　①　対人補償…無制限
　②　対物補償…無制限
　③　搭乗者傷害…1,000 万円

第 10 条（自動車管理台帳）

1　会社が保有する自動車は、購入、レンタル、リースの別を問わず、自動車管理台帳（様式第 1 号）に

記載して登録管理しておかなければならない。

2　会社が業務使用を許可した従業員の私有車は、社用車とみなして自動車管理台帳に記載して会社の管理台数に含めるものとする。この場合、台帳には、私有車であること及び本来の所有者を明らかにしておかなければならない。

第 11 条（社用車の管理）

1　社用車の管理は、その自動車の属する部門を単位としてこれを行う。

2　前項の管理に係る事務は、総務部において行う。

3　社用車は、すべて自動車管理台帳に記載し、常に点検整備しなければならない。

4　社用車の保全及び盗難防止のため、社用車は、業務が終了した後は、会社が定める駐車場に駐車しておかなければならない。

第 3 章　安全運転管理

第 12 条（安全運転管理体制及び安全運転管理者の業務）

1　自動車の安全運転管理は、その自動車の属する営業所を単位として、安全運転管理者（安全運転管理者の選任を要しない営業所にあっては営業所長。以下同じ）がこれを行う。

2　安全運転管理者の業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　運転者の適性等の把握：自動車の運転についての運転者の適性、知識、技能や運転者が道路交通法等の規定を守っているか把握するための措置を講じること。

(2)　運行計画の作成…最高速度違反行為、過積載運転行為、運転者の過労運転等の防止、その他安全な運転を確保するために自動車の運行計画を作成すること。

(3)　交替運転者の配置…長距離運転又は夜間運転となる場合、疲労等により安全な運転ができないおそれがあるときはあらかじめ、交替するための運転者を配置すること。

(4)　異常気象時等の措置…異常な気象・天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生じるおそれがあるときは、安全運転確保に必要な指示や措置を講じること。

(5)　点呼と日常点検…運転しようとする従業員（運転者）に対して点呼等を行い、日常点検整備の実施及び過労、病気等により正常な運転ができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

(6)　酒気帯びの有無の確認…運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等のほかアルコール検知器を用いて確認すること。

(7)　酒気帯びの有無の確認結果の記録と保存…酒気帯びの有無を確認した内容を記録し、その記録を 1 年間保存するとともに、アルコール検知器を常時有効に保持すること。

(8)　運転日誌の備付け…運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

(9)　安全運転指導…運転者に対し、「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、自動車の運転に関する技能・知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと。

第 13 条（禁止事項）

1　自動車の運転免許を受けていない従業員（運転免許の効力が停止されている者を含む。）は、自動車を運転してはならない。また、その運転の資格を有する車種以外の車種の自動車を運転してはならない。

2　運転者は、酒気を帯びて自動車を運転してはならない。

3　運転者は、過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で

自動車を運転してはならない。

第 14 条（運転前の確認）

運転者は、運転に当たって次の各号の事項を確認しなければならない。

⑴　次のとおり、運転免許証などを確かめるなどすること。

①　運転しようとする自動車に応じた運転免許証を持っていること。

②　有効な自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書又は責任共済証明書を自動車に備えていること。

③　運転免許証に記載されている条件（眼鏡等使用など）を守っていること。

④　普通免許を受けて 1 年を経過していない初心運転者であるときは、その自動車の前と後ろの定められた位置に初心者マークを付けていること。

⑤　両耳の聴力が補聴器を用いても 10m の距離で 90dB の警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者であるときは、その自動車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マークを付けていること。

⑥　非常信号用具や停止表示器材等を車に積んでいること。

⑵　体調を整えること。

⑶　出勤前に酒気を帯びた状態でないか自ら確認すること。

第 15 条（安全運転の義務）

運転者は、当該自動車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該自動車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

第 16 条（遵守事項）

運転者は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

⑴　この規程のほか、道路交通法その他これに関連する法令を遵守すること。

⑵　業務においては、この規程に定める基準を満たす自動車のみを使用すること。

⑶　この規程に定める許可を必要とするときは、その許可を受けてから運転すること。

⑷　過度の疲労、病気その他心身が健康な状態にないと自覚するときは、無理な運転はしないこと。なお、業務上運転の必要があるときは、自らの状態を安全運転管理者に申告し、運転の可否の判断を仰ぐこと。

⑸　安全運転管理者の行う安全運行に関する教育を積極的に受け、また、安全運転管理者の行う教育及び指導を遵守すること。

第 17 条（運行計画）

安全運転管理者は、運転者の能力及び健康を考慮して運行計画を策定しなければならない。また、運転者自らが運行計画を策定したときは、これを確認しなければならない。

第 18 条（日常点検等）

1　安全運転管理者は、運転者にその運転の開始に際し、その立合のもと、所定の点検を行わせ、自動車の安全を確認するものとする。

2　運転者は、毎月 1 回、一斉に自動車の定期点検を行うものとし、次に掲げる業務を実施し、安全運転管理者の確認を受けなければならない。

⑴　定期点検整備記録簿（様式第 2 号）に基づく当該自動車の点検及びその記録（自動車の整備を業者に行わせる場合を除く。）

(2)　点検による不良箇所の整備
(3)　運転日誌の内容の確認

第 19 条（酒気帯びの有無の確認）
1　安全運転管理者は、業務前点呼時、業務後点呼時の際、運転者の酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認し、その結果を記録しなければならない。
2　前項の酒気帯びの無い状態とは、アルコールが検知されない状態とし、酒気帯びの有無の判断は、道路交通法施行令第 44 条の 3 に規定する血中アルコール濃度 0.3mg/ml 以上又は呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上であるか否かを問わないものとする。
3　アルコールが検知された場合は、再測定を行うものとし、なお、検知された場合においては次条に定めるところによる。
4　従業員は、業務前点呼時に酒気帯びの無い状態を維持するため、勤務時間外に飲酒をする場合、勤務に影響を及ぼさないよう適正飲酒に努めるものとし、始業時刻前 8 時間以内の飲酒は控えるよう努めるものとする。
5　安全運転管理者は、アルコール検知器の性能を常時有効に保持しなければならない。
6　安全運転管理者は、第 1 項の結果その他所要の事項を点呼記録簿（様式第 3 号）に記録のうえ、これを 1 年間保存しなければならない。

第 20 条（再測定でアルコールが検知された場合の対応等）
1　業務前点呼時においてアルコールが検知され、再測定でなお検知された場合の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　安全運転管理者及び所属長による事情聴取を行うこと。
(2)　当該日は欠勤とし、事情聴取後帰宅を命ずること。
(3)　自動車等の交通用具を使用して出勤した従業員については、酒気帯びの程度に応じて警察への通報を検討すること。
(4)　前号の者について、電車、バス、タクシー等の公共交通機関、又は徒歩にて帰宅させること。ただし、当該従業員のアルコールが検知されなくなった時点以降においては、自動車等の交通用具による帰宅を許可してもよい。
(5)　当該従業員については、就業規則第〇条の譴責処分とし、始末書を提出させること。ただし、行為態様及び程度、故意又は過失の別、違反行為による影響、過去の違反歴、改善への取組み姿勢等を考慮して、他の懲戒処分が相当と判断された場合には、当該処分その他適切な措置をとること。
(6)　安全運転管理者は、直ちに代替運転者の手配を行う。
2　業務後点呼時においてアルコールが検知され、再測定でなお検知された場合の対応は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　安全運転管理者及び所属長（必要に応じて産業医又は会社が指定する医師を同席させる）による事情聴取を行うこと。
(2)　酒気帯びの程度にかかわらず警察への通報を検討する。
(3)　本人については、就業規則第〇条の出勤停止処分とする。
(4)　行為態様及び程度、故意又は過失の別、違反行為による影響、過去の違反歴、改善への取組み姿勢等を考慮して、他の懲戒処分が相当と判断された場合は、前号にかかわらず、その処分は就業規則第〇条に定める賞罰委員会の判断に委ねるものとする。
(5)　前二号の処分に先立ち弁明の機会を付与する。
(6)　安全運転管理者は、直ちに代替運転者の手配を行う。

3　業務前点呼時における酒気帯びの有無の確認を拒絶した従業員については、会社は、自宅待機を命じ、又は運転を伴わない業務を命ずることができる。

第 21 条（運転日誌）

1　運転者は、業務に使用する自動車ごとに運転日誌（様式第 4 号）を備え付け、当該自動車を使用したときは、必ず運転日誌に運行状況等を記録しなければならない。

2　前項の運転日誌の記載事項は、次のとおりとする。

(1)　運転日

(2)　運転の目的及び行き先

(3)　運転の開始及び終了の日時

(4)　1 回の運転における走行距離

(5)　燃料の補給を行ったときはその分量

(6)　その他運転者管理の必要のため会社が定める事項

3　安全運転管理者は、毎月 1 回、運転日誌の内容を確認するものとし、これを 1 年間、保存しておかなければならない。

第 22 条（安全運転教育）

1　安全運転管理者は、運転者を対象として、随時に、安全運転に関する講習会等を開催し、全社的な安全意識向上を図るものとする。

2　運転者は、前項の講習会に積極的に参加しなければならない。

第 4 章　事故発生時の報告等

第 23 条（事故発生時の報告等）

1　自動車を運転中に交通事故が発生した場合には、運転者及び同乗者は、道路交通法の定めに従い当該事故について直ちに警察に報告しなければならない。また、運転者（運転者が報告をできない状態にある場合には、同乗者。同乗者がいない場合又は報告をできる状態にある者がいない場合には、最初に事故の発生を知るに至った者）は、直ちに、交通事故報告書（様式第 5 号）により、安全運転管理者に事故の報告をしなければならない。

2　安全運転管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事故の処理に当たるとともに、保険会社、指定修理工場等、関係各所に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

第 24 条（損害賠償の請求）

1　会社は、次の各号に該当する事故があったときは、運転者又は運転者に運転を指示した者に対して、当該事故により会社が被った損害の程度に応じて損害賠償を請求することができる。

(1)　故意又は重大な過失による事故

(2)　この規程に定める許可を受けず、無断で社用車を運転した場合に発生した事故

2　前項で定める場合に、事故を発生させた者が、当該事故により会社が被った損害について賠償を行った場合であっても、就業規則に定める懲戒処分を免れるものではない。

第 25 条（懲戒）

　この規程の違反は就業規則に定める懲戒処分の対象となる。

第 26 条（改廃）

1　この規程の改廃は、安全運転管理者の意見を聴いて、総務部長が起案し、取締役会の決議による。
2　会社の代表者は、個人情報の適切な保護を維持するため、定期にこの規程を見直し、必要と認められる場合には、その改廃を指示しなければならない。

（附則）
1　この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
2　この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から改定施行する。
（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

様式第１号

自 動 車 管 理 台 帳

自動車番号	所属・担当者	車名・鍵番号	購入又はリース			車検・登録・車体番号	車検有効期間	自動車保険			自動車保管場所（料金）	備　考
			日 年月	会社・担当者	価格/条件			自賠責保険会社名	任意保険（会社名・内訳・期間）			
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		
		（　年式）	・	TEL		車検 No.	・　・			・　・		
		No.	・			登録 No.	・　・			・　・		
						車体 No.	・　・			・　・		

	氏　名	所　属	選任日	自動車番号	指定修理工場名	摘　要
安全運転管理者			・　・		（　　）	
補　助　者			・　・		（　　）	
			・　・		（　　）	

様式第２号

定期点検整備記録簿

登録番号又は車番	確認済

年　　月　　日実施

点　検　箇　所			点 検 項 目	所　見
運転席での点検	ブレーキ・ペダル		踏みしろ、ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー（パーキング・ブレーキ・レバー）		引きしろ（踏みしろ）	
	原動機（エンジン）		※かかり具合、異音	
			※低速、加速の状態	
	ウィンド・ウォッシャ		※噴射状態	
	ワイパー		※拭き取りの状態	
	◎空気圧力計		空気圧力の上がり具合	
	◎ブレーキ・バルブ		排気音	
エンジン・ルームの点検	ウィンド・ウォッシャ・タンク		※液量	
	ブレーキのリザーバ・タンク		液量	
	バッテリ		※液量	
	ラジエータなどの冷却装置		※水量	
	潤滑装置		※エンジン・オイルの量	
	△ファン・ベルト		※張り具合、損傷	
車の周りからの点検	灯火装置、方向指示器		点灯・点滅具合、汚れ、損傷	
	タイヤ		空気圧	
			□ディスク・ホイールの取付状態	
			亀裂、損傷	
			異状な摩耗	
			※溝の深さ	
	◎エア・タンク		タンク内の凝水	
	◎（ブレーキ・ペダル）		※（踏みしろ、ブレーキのきき）	
点検実施者名				
運行可否の結果				

1　※印の点検項目は、自動車の走行距離や運行時の状態などから判断した適切な時期に行えばよいものです。

2　◎印の点検箇所は、エア・ブレーキが装着されている場合に点検してください。

3　△印の点検箇所は、「自家用乗用など」に分類される自動車にあっては、定期点検の際に実施するなどしてください。

4　□印の点検項目は、「大型車」の場合に点検してください。

5　点検終了後は、安全運転管理者（又は整備管理者）に結果を報告し、安全運転管理者は点検結果を確認し自動車の運行可否を決定し、確認の押印等をしてください。

凡例	該当なし	／	良好	✓	交換	×	調整	A	清掃	C
	省略	P	分解	○	修理	△	締付	T	給油	L

様式第３号

年　月　日　曜日

点　呼　記　録　簿

天候	気温	風力
晴・曇 雨・雪	℃ ～ ℃	強・中 弱・無

安全運転管理者	副安全運転管理者	担当者

事業所名

自動車登録番号	乗車前点呼										乗車後点呼										
運転者名	点呼時刻	点呼方法	酒気帯びの有無の確認				過労、病気等の所見の有無		指示事項 その他 必要な事項	日常点検	点呼確認者	点呼時刻	点呼方法	酒気帯びの有無の確認				過労、病気等の所見の有無		指示事項 その他 必要な事項	点呼確認者
			検知器による確認	目視による確認										検知器による確認	目視による確認						
			アルコール測定結果	顔色	呼気臭	応答	過労	病気						アルコール測定結果	顔色	呼気臭	応答	過労	病気		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		
	:	対面	良・否	良	良	良	無	無		良		:	対面	良・否	良	良	良	無	無		
		（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		否			（その他　　）	mg/l	否	否	否	有	有		

※検知器によるアルコール測定結果の記録については「良・否」及び数値を記入してください。

様式第４号

運　転　日　誌

自動車　No.	
自動車運転者	

（　　年　　月分）

日/曜日	行き先・目的/走行距離	同乗者	使用時間帯 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	給油
1日（　）	km			
	km			ℓ
2日（　）	km			
	km			ℓ
3日（　）	km			
	km			ℓ
4日（　）	km			
	km			ℓ
5日（　）	km			
	km			ℓ
6日（　）	km			
	km			ℓ
7日（　）	km			
	km			ℓ
8日（　）	km			
	km			ℓ
9日（　）	km			
	km			ℓ
10日（　）	km			
	km			ℓ
11日（　）	km			
	km			ℓ
12日（　）	km			
	km			ℓ
13日（　）	km			
	km			ℓ
14日（　）	km			
	km			ℓ
15日（　）	km			
	km			ℓ

（裏面）

日/曜日	行き先・用途	同乗者	使用時間帯 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	給油
16日（ ）	km			
	km			ℓ
17日（ ）	km			
	km			ℓ
18日（ ）	km			
	km			ℓ
19日（ ）	km			
	km			ℓ
20日（ ）	km			
	km			ℓ
21日（ ）	km			
	km			ℓ
22日（ ）	km			
	km			ℓ
23日（ ）	km			
	km			ℓ
24日（ ）	km			
	km			ℓ
25日（ ）	km			
	km			ℓ
26日（ ）	km			
	km			ℓ
27日（ ）	km			
	km			ℓ
28日（ ）	km			
	km			ℓ
29日（ ）	km			
	km			ℓ
30日（ ）	km			
	km			ℓ
31日（ ）	km			
	km			ℓ

記入例

	○○社訪問 80km	なし	◀――――――――――▶ ◀――――――――――▶	

様式第５号

交 通 事 故 報 告 書

代表取締役　○○○○様

年　　月　　日

報告者１　　㊞

報告者２　　㊞

（当社に関する事項）　　（相手方情報）

自動車運転者 氏名		所　属		氏　名		年 齢	
登録番号又は車番				住所・勤務先等 の連絡先	TEL（　　）		
発生日時							
事故発生場所							
被害の程度				被害の程度			
				車種・番号等			
会社一時負担金				相手方への 会社一時負担金			
保険による賠償金							
相手方よりの賠償金				当社負担金（差引）			
本人負担額				相手方への 本人負担額			
示談内容							
備　考							

事故の発生状況 （必要に応じて図解）	
具体的な再発防止策	

社長確認済		総務部長 確認済		所属長 確認済		安全運転 管理者	

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日